文化芸術活動で 国際交流をされる方を応援します

山口県では、国際交流の促進や地域文化の振興を目的として、<u>国際交流の深化を目指す</u> 文化芸術活動に対し、再編関連特別地域整備事業交付金を活用した補助を行っています。

1 事業概要《事業名:東部地域文化振興(国際交流)事業》

<u> </u>	TO THE CONTROL OF THE
対象事業	① 日本人と外国人の両方が参加し、国際間の交流を深化・付与する活動。
(必須)	② 地域の特色ある文化芸術活動、あるいは青少年(概ね40歳未満)の参
	加・鑑賞・発表機会を伴う文化芸術活動。(オンライン配信事業も対象
	です。)
	③ 該当事業について、国や県、市町から助成を受けていない。
	④ 感染拡大予防ガイドラインに沿った感染症対策を実施。
対象者	岩国市、和木町、周防大島町の住民基本台帳に登録され、現に居住する方。
	団体は主な活動拠点を域内に有している方々。※地方公共団体等公的機関
	を除く。
補助率等	補助率:事業に要する経費の2分の1以内。
	上限額:300千円
	※500人以上の参加者が見込まれる場合は500千円

2 応募について

◆ 募集期間

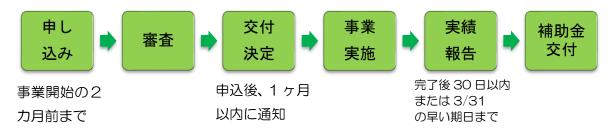
令和6年3月25日(月)から令和7年1月31日(金) (※予算がなくなり次第終了)

◆ 応募方法

東部地域文化振興(国際交流)事業補助金交付要綱(山口県文化振興課HPに掲載) をご確認の上、必要書類を山口県文化振興課までご提出ください。

- ◆ その他
 - ・対象事業は、令和7年3月31日までに完了する事業に限ります。
 - 対象経費については、交付要綱をご確認ください。(審査があります。)

3 申し込みから補助金交付までの流れ



4 申請書提出先/お問い合わせ

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県文化振興課 TEL:083-933-2610 FAX:083-933-4829